

やまなしイノベーション 創出事業費補助金（研究開発） 制度のご案内

【令和5年度 補助対象事業募集要項】

応募期間

令和5年7月13日（木）～8月10日（木）

お問い合わせ先

山梨県産業労働部 成長産業推進課 新分野進出担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL : 055-223-1565

応募書類提出先

山梨県産業技術センター（管理・連携推進センター）

甲府技術支援センター

〒400-0055 甲府市大津町2094 TEL : 055-243-6111

富士技術支援センター

〒403-0004 富士吉田市下吉田6-16-2 TEL : 0555-22-2100

I. 補助金制度の概要

1. 補助金制度の目的

本県産業の活性化に向け、経営革新や業種転換を進める県内中小企業の新技術や新製品の研究開発を支援することにより、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、本県産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的としています。

2. 補助対象事業の内容

対象枠	内容	
一般枠	補助の対象	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する又は補助事業期間内に設ける予定の中小企業^{※1}が実施する新技術及び新製品の研究開発</p> <p>※1 製造業その他：資本金3億円以下又は従業員数300人以下</p> <p>② 次に掲げるいずれかの計画等を策定</p> <p>一 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の経営革新計画</p> <p>二 地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）の地域経済牽引事業計画</p> <p>三 中小ものづくり高度化法（平成18年法律第33号）の認定を受けた研究開発計画</p> <p>四 その他外部機関による事業可能性調査等を受けて作成した事業計画等で知事が適当と認めたもの</p> <p>③ 次頁の4. 補助対象となる「対象成長産業分野」における研究開発であって、中核的な企業となつて、産業集積形成の基礎になると認められるもの</p>
	補助限度額	100万円以上 - 2,000万円以内
	補助率	補助対象経費の 1/2以内
小規模事業者枠	補助の対象	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>① 県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する又は補助事業期間内に設ける予定の小規模企業者^{※2}が実施する新技術及び新製品の研究開発</p> <p>※2 製造業その他：おおむね常時使用する従業員が20人以下</p> <p>② 商工会及び商工会議所の支援を受け、次に掲げるいずれかの計画を策定</p> <p>一 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の経営革新計画</p> <p>二 地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）の地域経済牽引事業計画</p> <p>三 中小ものづくり高度化法（平成18年法律第33号）の認定を受けた研究開発計画</p> <p>四 商工会及び商工会議所の支援を受け、自社や自社の提供する商品・サービスの強み、経営方針・目標等をまとめた計画</p> <p>五 その他外部機関による事業可能性調査等を受けて作成した事業計画等で知事が適当と認めたもの</p> <p>③ 次頁の4. 補助対象となる「対象成長産業分野」における研究開発であって、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出に資すると認められるもの。</p>
	補助限度額	100万円以上 - 500万円以内
	補助率	補助対象経費の 2/3以内

3. 補助対象経費

項 目	経 費 の 内 容
人 件 費	研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費
報 償 費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費
旅 費	外部専門家の指導・助言の際に必要となる出張に要する経費
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構 築 物 費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費
機 械 装 置 ・ 工 具 器 具 費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費 (据付けに要する経費を含む。)
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
技術指導受入費	産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において技術者等に支払われる経費
研究開発委託費	研究開発の一部を大学や他の企業等に委託する場合に要する経費
試 験 ・ 分 析 費	研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費

4. 補助対象となる「対象成長産業分野」

対象成長産業分野	研究開発の内容例
1 環境・ エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池製造技術 ○小水力発電技術 ○風力発電技術 ○太陽熱発電技術 ○地熱発電技術 ○温泉熱発電・熱利用技術 ○バイオマス・廃棄物発電技術 ○電力系統制御・電力貯蔵技術 ○燃料電池製造技術及び活用技術 ○省エネ・省資源化に係る素材・部品及びその製造技術 ○クリーンエネルギー関連製造装置 ○上記に係る素材・部品及びその製造技術 ○上記装置又は機器の省資源・省エネ化に対応するもの ○上記装置又は機器に適合する組み込みソフト・制御技術
2 医療機器・ ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ○健康機器・家庭用医療機器・器具 ○生体計測機器・器具 ○診断機器・器具 ○治療機器・器具 ○在宅診断・治療機器・器具 ○リハビリ支援機器・器具 ○機能代替治療機器・器具 ○生活支援ロボット ○介護・福祉ロボット ○上記機器に関連する周辺機器及びその製造技術 ○上記に関連する生産工程管理機器及びその製造技術 ○上記機器に適合する組み込みソフト・制御技術 ○上記に関連するソフトウェア
3 スマート ものづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○産業用ロボット ○自動化装置 ○自動運転技術 ○IoT、AI、ロボット等の先進的ツールを活用した製造技術 ○上記装置又は機器に適合する組み込みソフト・制御技術
4 その他知事が 必要と認める 分野	<ul style="list-style-type: none"> ○社会・経済情勢や市場ニーズの変化に伴い、今後成長が期待される上記1から3に準ずる産業分野に係るもの

5. 補助対象外事業

- 4. 補助対象となる「対象成長産業分野」に該当しないとみなされる場合。
- 補助申請額が100万円に満たない場合。
- 研究開発内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合。
- 研究開発要素のない製品等の試作、製造又は既存製品の形状・構造等を変えるだけとみなされる場合。
- 研究開発等の全部又は大部分若しくは主要な部分を他者に委託する場合。
- 国等の他の補助事業で採択（申請中、申請予定を含む）された案件、又は類似した技術開発内容であるとみなされる場合。
- 申請者が暴力団等又は暴力団と関係がある場合
- 補助事業終了までに県内に本店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を設けなかった場合

6. 補助事業期間

- (1) 一般 枠：交付決定日から2年以内
(交付決定のあった年度の翌々年度末を限度として、延長可)
- (2) 小規模事業者枠：交付決定日から令和6年2月末まで

7. 補助金の支払い

- 補助事業終了後（検査終了後）の精算払いとなります。
- 実績報告書を提出後、支出証拠書類等进行检查し、補助金額の確定を行います（当初計画の総事業費を下回った場合など、交付決定額満額が支払われない場合もあります）。

8. 留意事項

(1) 補助対象とできない経費

- 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- 当該研究開発期間内に支払が完了しなかったものに係る経費
- 当該研究開発開始以降に購入し、未使用となった原材料等に係る経費
- 購入物件や帳簿類等により現物が確認できないものに係る経費
- 当該研究開発の用途以外に使用したものに係る経費
- 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- 金融機関への振込手数料
- 購入品等にかかる郵送料
- 山梨県の公設試験研究機関等（産業技術センター等）に支払う試験・分析等に係る使用料及び手数料、並びに委託料
*ただし、産業技術センターを利用したい場合には、応募書類提出先の担当者にご相談下さい。
- グループの構成員に支払う外注加工、委託等に係る経費
- 事業計画がなく、県の承認を得ないで支出した経費

(2) 実績報告

- 補助事業を完了したときは、一般枠として行う研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、小規模事業者枠として行う研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業開始年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書及び付属

資料を提出していただきます。

- 補助事業に係る証拠書類写（見積書・注文書・請書・納品書・請求書・領収書等）を実績報告時にご提出いただきます。

（3）補助事業終了後の義務

- 交付年度終了後5年間、各年における補助事業の企業化状況をご報告いただきます。
- 補助事業終了後も当該補助事業に関する調査に協力していただくことがあります。
- 補助事業の成果の企業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権設定又は補助事業の実施結果の他への供与により収益を得たと認められた場合、その収益の全部又は一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければなりません。
- 補助事業関連書類（経理書類含む）は、交付年度終了後5年間保存していただきます。
- 補助事業者が、補助金交付要綱等に違反する行為（例：購入物件等の他の用途への無断流用、無断処分、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定取消・返還命令・加算金の付加等を行うことがあります。

（4）研究開発概要の公表

- 採択案件は、県庁HP等により、企業の不利益とならない範囲で「補助事業者名」、「研究開発テーマ名」、「研究開発の概要」、「補助金の額」を公表する予定です。

（5）人件費を補助対象経費とする場合

①補助対象となりうるもの

- ・事業計画書によりあらかじめ届け出た当該研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費が対象となります。
- ・人件費の対象とすることができる研究者は、中核となって当該研究開発を実際に執り行う方で、進捗管理や一時的なアドバイスをを行う監督等単なる責任者、作業員又は補助員、経理担当者は対象となりません。
- ・研究開発テーマ（サブテーマ）が複数あり、テーマごとに専門分野が異なる主任研究者が複数いる場合は、全主任研究者を対象とすることができます（同一テーマで複数の主任研究者を対象とすることはできません）。

②人件費の補助限度

- ・上限は500万円です。ただし、医療機器・ヘルスケア分野のソフトウェア開発以外については、補助申請額の4分の1を超えることはできません。
- ・健康保険等級の変更、給与改定などの要因を除き、当初の申請額から増額変更（他の経費を減額し、人件費を増額）をすることはできません。

③人件費の算定方法

- ・人件費単価は、原則として別表「等級単価一覧表」を適用していただきます。
- ・人件費の算定式：人件費単価（円／時間）×当該研究開発に直接従事した時間数

④従事月報等の作成

- ・研究開発の直接従事時間を確認するため、研究開発期間中は人件費の対象となった主任研究員の従事月報等を作成していただきます。

（6）その他

- 研究開発の内容が異なっても、一度に「一般枠」、「小規模事業者枠」の両方に申請することはできません。いずれかを選択してください。
- この募集要項のほか、「山梨県補助金等交付規則」「やまなしイノベーション創出事業費補助金（研

究開発) 交付要綱」「やまなしイノベーション創出事業費補助金(研究開発) 交付要綱実施要領」
「やまなしイノベーション創出事業費補助金(研究開発) 交付要綱における人件費の計算に係る
実施細則」をご参照ください。

別表

等級単価一覧表(令和5(2023)年度適用)

健保等級 適用者	賞与なし、 年4回以上 等級単価 (時間単価) ／1H A	賞与1～3回 等級単価 (時間単価) ／1H B	健保等級適用者以外の者					
			月額範囲			年額範囲		
			以上	～	未満	以上	～	未満
1	350	470		～	83,790		～	1,005,480
2	410	550	83,790	～	97,090	1,005,480	～	1,165,080
3	480	630	97,090	～	110,390	1,165,080	～	1,324,680
4	540	720	110,390	～	123,690	1,324,680	～	1,484,280
5	600	800	123,690	～	134,330	1,484,280	～	1,611,960
6	640	850	134,330	～	142,310	1,611,960	～	1,707,720
7	670	900	142,310	～	151,620	1,707,720	～	1,819,440
8	720	960	151,620	～	162,260	1,819,440	～	1,947,120
9	770	1,030	162,260	～	172,900	1,947,120	～	2,074,800
10	820	1,090	172,900	～	183,540	2,074,800	～	2,202,480
11	870	1,160	183,540	～	194,180	2,202,480	～	2,330,160
12	920	1,220	194,180	～	206,150	2,330,160	～	2,473,800
13	980	1,310	206,150	～	219,450	2,473,800	～	2,633,400
14	1,040	1,390	219,450	～	232,750	2,633,400	～	2,793,000
15	1,100	1,470	232,750	～	246,050	2,793,000	～	2,952,600
16	1,170	1,550	246,050	～	259,350	2,952,600	～	3,112,200
17	1,230	1,630	259,350	～	279,300	3,112,200	～	3,351,600
18	1,350	1,800	279,300	～	305,900	3,351,600	～	3,670,800
19	1,470	1,960	305,900	～	332,500	3,670,800	～	3,990,000
20	1,600	2,130	332,500	～	359,100	3,990,000	～	4,309,200
21	1,720	2,290	359,100	～	385,700	4,309,200	～	4,628,400
22	1,840	2,450	385,700	～	412,300	4,628,400	～	4,947,600
23	1,970	2,620	412,300	～	438,900	4,947,600	～	5,266,800
24	2,090	2,780	438,900	～	465,500	5,266,800	～	5,586,000
25	2,210	2,950	465,500	～	492,100	5,586,000	～	5,905,200
26	2,340	3,110	492,100	～	525,350	5,905,200	～	6,304,200
27	2,520	3,350	525,350	～	565,250	6,304,200	～	6,783,000
28	2,710	3,600	565,250	～	605,150	6,783,000	～	7,261,800
29	2,890	3,850	605,150	～	645,050	7,261,800	～	7,740,600
30	3,080	4,090	645,050	～	684,950	7,740,600	～	8,219,400
31	3,260	4,340	684,950	～	724,850	8,219,400	～	8,698,200
32	3,450	4,580	724,850	～	764,750	8,698,200	～	9,177,000
33	3,630	4,830	764,750	～	804,650	9,177,000	～	9,655,800
34	3,820	5,080	804,650	～	844,550	9,655,800	～	10,134,600
35	4,000	5,320	844,550	～	884,450	10,134,600	～	10,613,400
36	4,180	5,570	884,450	～	924,350	10,613,400	～	11,092,200
37	4,370	5,810	924,350	～	970,900	11,092,200	～	11,650,800
38	4,620	6,140	970,900	～	1,024,100	11,650,800	～	12,289,200
39	4,860	6,470	1,024,100	～	1,077,300	12,289,200	～	12,927,600
40	5,110	6,800	1,077,300	～	1,137,150	12,927,600	～	13,645,800
41	5,420	7,210	1,137,150	～	1,203,650	13,645,800	～	14,443,800
42	5,730	7,620	1,203,650	～	1,270,150	14,443,800	～	15,241,800
43	6,030	8,030	1,270,150	～	1,336,650	15,241,800	～	16,039,800
44	6,340	8,440	1,336,650	～	1,403,150	16,039,800	～	16,837,800
45	6,710	8,930	1,403,150	～	1,482,950	16,837,800	～	17,795,400
46	7,080	9,420	1,482,950	～	1,562,750	17,795,400	～	18,753,000
47	7,450	9,910	1,562,750	～	1,642,550	18,753,000	～	19,710,600
48	7,820	10,400	1,642,550	～	1,722,350	19,710,600	～	20,668,200
49	8,190	10,890	1,722,350	～	1,802,150	20,668,200	～	21,625,800
50	8,560	11,390	1,802,150	～		21,625,800	～	

Ⅱ. 応募手続等

1. 応募受付期間（事業計画書作成前に「お問い合わせ先」にご一報ください。）

◇補助対象事業

一般枠（採択予定件数：2件程度）

小規模事業者枠（採択予定件数：4件程度）

◇応募期間 令和5年7月13日（木）～8月10日（木）

2. 応募書類（提出部数：正本1部） ※個人の場合にあつては実施要領第7を参照のこと

- 補助金交付申請書（事業計画書）
- 事業計画補足説明資料（任意）
- 貸借対照表、損益計算書（直近過去2年間）
（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を添付）
- 商業登記簿謄本履歴事項全部証明書
- 会社定款（写）
- 実施要領第2に規定する計画等
- 会社案内・パンフレットなど会社概要がわかるもの
- 暴力団等でないことを誓約する書類

※補助金交付申請書（事業計画書）は、県のホームページからダウンロードいただけます。
<http://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/index.html>

3. 面接評価

- 書類および面接による評価を経て採択を決定します。
- 面接において、事業内容・事業計画等についてご説明いただきます。
- コンサルタントやアドバイザー等は面接に同席できません。

審査項目

- ◇課題・現状の把握
 - ・当該研究開発の課題や市場の動向を把握し、明確な成果目標が設定できているか。
- ◇研究開発の内容・実施方法の適正性
 - ・当該研究開発の実施内容や実施方法は適正かつ明確か。
- ◇新規性、独自性、進歩性
 - ・競合他社の技術や製品等と比較して新規性・独自性・競争優位性があるか。
- ◇実現性・事業化可能性
 - ・成果が企業化され、事業として成長性、持続性、安定性が見込まれるか。
- ◇地域産業・地域経済への波及効果（※一般枠のみ）
 - ・県内中小企業への発注を創出し、協力企業群を形成できる可能性があるか。 / 等

お問合せ先・応募書類提出先

お問い合わせ先

山梨県産業労働部成長産業推進課 新分野進出担当

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL : 055-223-1565

応募書類提出先

山梨県産業技術センター（管理・連携推進センター）

甲府技術支援センター

〒400-0055 甲府市大津町 2094 TEL : 055-243-6111

富士技術支援センター

〒403-0004 富士吉田市下吉田 6-16-2 TEL : 0555-22-2100

※ 最寄りの技術支援センターにご提出ください。